

外儀第8144号

令和元年10月30日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

外務大臣 茂 木 敏 充



英国駐箚特命全権大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特
命全権大使鶴岡公二の解任状に関する閣議請議について

英国駐箚特命全権大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特命全
権大使鶴岡公二の解任状に天皇の認証を仰ぐため、別紙閣議決定案に
つき閣議を求めます。

閣 議 決 定 (案)

英国駐劔特命全權大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特命全權大使鶴岡公二の解任状に
天皇の認証を仰ぐ件

英国駐劔特命全權大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特命全權大使鶴岡公二の解任状は、別紙案の
とおりとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(長嶺大使信任状案)

日本国天皇(御名)

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国並びに他の諸領土の女王、
コモンウェルスの首長及び信教の擁護者エリザベス二世陛下

陛下

日本国政府は、日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間に幸いに存在する友好親善関係の維持増進を希望し、長嶺安政を陛下のもとに駐節する日本国の特命全権大使として選任した。

ここに、日本国憲法の規定に従い、本書をもつてこれを認証する。

同人は、人格高潔、職務に忠実にして才幹を有し、よくその大任を全うして陛下の期待と信頼に応えるものと確信する。同人が日本国の名において陛下に言上する際は、これに全幅の信用を賜るよう要請する。

この機会に、陛下の幸福と貴国の繁栄とを祈念する。

令和 年 月 日 (東京皇居) において

御
名

御
璽

内閣総理大臣

(署

名)

公印

外務大臣

(署

名)

公印

(鶴岡大使解任状案)

日本国天皇(御名)

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国並びに他の諸領土の女王、
コモンウェルスの首長及び信教の擁護者エリザベス二世陛下

陛下

日本国政府は、さきに日本国の特命全権大使として陛下のもとに駐箚せしめた鶴岡公二をこのたび召還したことにより、同人の任務は終了した。

ここに、日本国憲法の規定に従い、本書をもってこれを認証する。

同人は、陛下のもとに在任中、よくその任務を遂行し、両国の友好親善関係の増進に努め、もって陛下の信頼と厚遇とを得たことは、喜びに堪えない。

この機会に、陛下に対し不変の友情と最高の敬意とを表明する。

令和 年 月 日 (東京皇居) において

御名

御璽

内閣総理大臣

(署

名)

公印

外務大臣

(署

名)

公印